

# 令和3年度 第11回大島区地域協議会 次第

日 時：令和4年3月30日（水）

午後2時から

場 所：大島就業改善センター

3階 大会議室

## 1 開 会

## 2 報 告

(1) 令和4年度地域活動支援事業について

資料No.1

## 3 協 議

(1) 令和4年度大島区地域協議会の運営について

資料No.2

## 4 その他

(1) 令和4年度第1回地域協議会の開催日について

【開催日：\_\_\_月\_\_\_日、開催時間：\_\_\_時\_\_\_分から】

(2) 今冬の大雪における対応と被害状況について

資料No.3

## 5 閉 会

[上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項 (案) ]

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。  
奮ってご応募ください。
- ★ 令和4年度の本事業の予算は、令和4年第1回(3月)上越市議会定例会での議決をもって成立します。



## ■ 募集期間

**令和4年4月1日(金)から4月28日(木)まで (必着)**

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

## ■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■ 支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃）に要する経費
  - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議に参加した人のお茶代・菓子代・弁当代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和5年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■ 補助金額、補助回数

- ・ 補助金額は、地域自治区ごとの配分額の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一団体による同一事業に対する補助回数は、3回以内とします。（平成24年度事業からカウント）  
なお、地域活動支援事業は令和4年度をもって終了となりますので、ご注意ください。

### 《大島区の配分額 490万円》

### 《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。
- ・ 補助金額の限度額は、大島区の予算の範囲内で交付します。
- ・ 同一団体による同一事業への補助は、3回以内とします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

## ■ 応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

### 《ポイント！》

- ・ 応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■ 提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) **地域自治区の採択方針** … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。令和4年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

<b>1 優先して採択する事業</b>
大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。 この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li><li>○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業</li><li>○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業</li><li>○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業</li></ul>
<b>2 その他の事業</b>
優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。

(2) **基本審査・共通審査**

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li><li>・ 全市的な方向性と合致しているか。</li><li>・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li><li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>・ 緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>・ ほかに方法で代替できないものであるか。</li><li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li></ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li><li>・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li><li>・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li></ul>

### 《ポイント!》

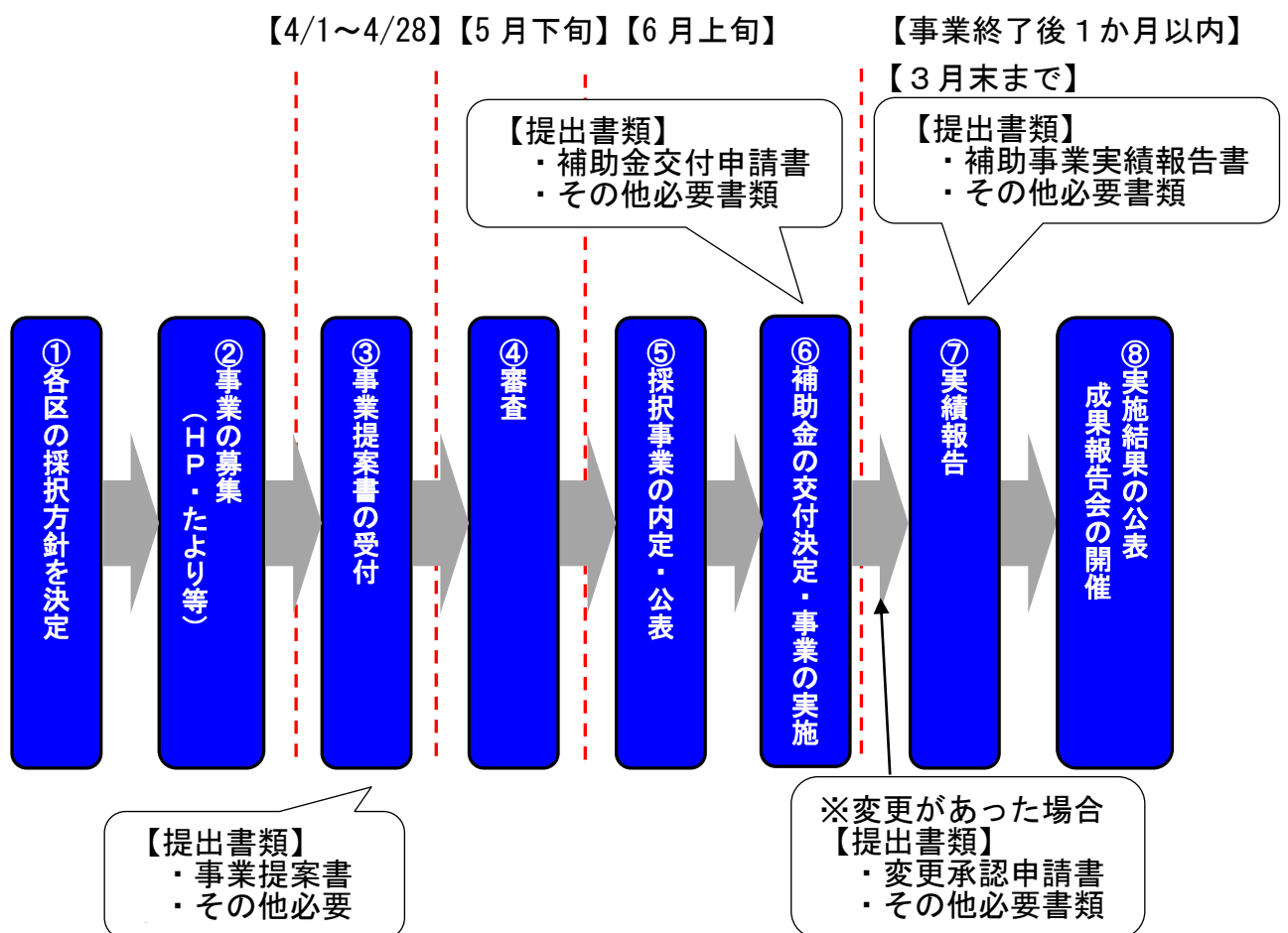
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

### ■事業の紹介・公表・追加募集

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。
- ・ 令和4年度は追加募集を行いませんので、ご注意ください。

※ 3月に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

### ■フロー図（事業実施の流れ）



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101(内線 63・61) FAX 025-594-3105

こちらまでご相談・ご応募ください！

## 令和4年度 地域活動支援事業に係る各地域自治区の配分額

(単位：円)

地域自治区名	R4 配分額	地域自治区名	R4 配分額
高田区	12,400,000	安塚区	5,100,000
新道区	7,100,000	浦川原区	5,400,000
金谷区	8,500,000	大島区	4,900,000
春日区	10,700,000	牧区	5,000,000
諏訪区	4,700,000	柿崎区	7,100,000
津有区	5,900,000	大潟区	7,100,000
三郷区	4,900,000	頸城区	7,200,000
和田区	6,200,000	吉川区	5,600,000
高士区	4,900,000	中郷区	5,500,000
直江津区	9,700,000	板倉区	6,300,000
有田区	8,900,000	清里区	5,200,000
八千浦区	5,600,000	三和区	6,000,000
保倉区	5,100,000	名立区	5,200,000
北諏訪区	4,900,000	計	180,000,000
谷浜・桑取区	4,900,000		

※令和4年市議会3月定例会で新年度予算が成立した場合の配分額

## 令和4年度 大島区地域協議会の運営について

項 目	協 議 事 項
会議の開催日時	(日程)
	(開始時刻)
	(会場)
地域協議会だより	(編集委員)
	(発行回数)
	(編集方法)
その他	

# 大島区地域協議会だよりについて

## 1 編集グループ及び委員

編集グループ	委員番号	氏名	編集グループ	委員番号	氏名
1	1	飯田 國男	2	6	武江 一義
	2	飯田 多津子		8	中村 朝彦
	3	飯田 敏郎		10	丸田 松男
	4	内山 信		11	山岸 久雄
	5	内山 元栄		12	吉野 健治
	9	丸田 新一		7	武田 昌午

## 2 地域協議会だよりの発行時期及び内容等

### 令和2年度

号	時期	編集グループ	内 容
第34号	6月	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期地域協議会委員の紹介</li> <li>・令和2年度地域活動支援事業 採択事業の紹介</li> </ul>
第35号	3月	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度地域活動支援事業の成果発表会について</li> </ul>

### 令和3年度

号	時期	編集グループ	内 容
第36号	7月	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援事業の採択について</li> <li>・第1回から第3回までの地域協議会の概要について</li> </ul>
第37号	10月	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張地域協議会の開催について</li> <li>・第4回から第6回までの地域協議会の概要について</li> </ul>
第38号	3月	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度地域活動支援事業の成果発表会について</li> <li>・出張地域協議会の開催結果について</li> <li>・第7回から第10回までの地域協議会の概要について</li> </ul>



## 今冬の大雪における対応と被害状況について

### ○上越市の対応状況等

- R4. 2. 21 上越市大雪警戒本部設置
- R4. 2. 22 上越市大雪災害対策本部へ移行
- R4. 2. 22 新潟県災害救助条例適用・・・上越市
  - ・中郷区 (R4. 2. 22～R4. 3. 3)
- R4. 2. 23 新潟県災害救助条例の適用・・・上越市、十日町市、妙高市、津南町
  - ・牧区、板倉区 (R4. 2. 23～R4. 3. 4)
- R4. 2. 24 新潟県災害救助条例の適用・・・上越市、魚沼市
  - ・安塚区、大島区、清里区 (R4. 2. 24～R4. 3. 5)
- R4. 3. 7 上越市融雪警戒本部移行

### ○大島区内の積雪状況

観測地	最高降雪	最高積雪	【参考】	
			昨年度最高	現在 (3/30)
菖蒲東	94cm (2/23)	422cm (2/24)	378cm (2/19)	180cm
田 麦	84cm (12/31)	305cm (2/23)	378cm (2/19)	158cm
総合事務所	60cm (2/7)	250cm (2/24)	350cm (1/11)	79cm

### ○新潟県災害救助条例適用

基準：大島区 321 cm (菖蒲東と総合事務所の平均値) → 2/24 336 cm

### ○大島区内の被害状況

#### 人的被害

NO	発生日	発生場所	年齢	内 容	被害程度
1	R4/ 1/15	大平	50代	自宅屋根の雪下ろし作業中に落下	軽傷
2	R4/ 1/18	大平	70代	自宅屋根を除雪中、5m下の圧雪に落下	軽傷
3	R4/ 3/12	牛ヶ鼻	80代	自宅敷地内を除雪中、高さ2.5mの雪壁が倒れ、バランスを崩し転倒	軽傷

#### 建物被害

NO	覚知日	発生場所	区分	内 容	被害程度
1	R4/ 3/ 1	菖蒲西	非住家	家屋損壊	一部損壊

#### ※参考

昨年度の状況 人的被害…3件 建物被害 (公共施設含む) …10件